

民法① 全体像

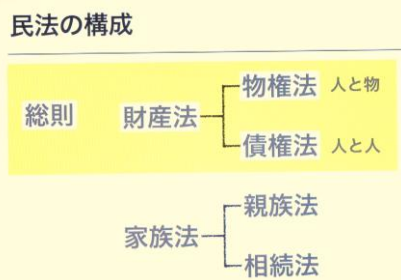
講師
音地 常弘

はじめに

営業活動に必要な法律の中から、営業担当者が仕事をする上で、これだけは知っておかなければいけないという最低限の法律知識について学んでいきます。本講義よりもさらに詳しく法律知識を学びたい方は、「宅建士」、「司法書士」、「行政書士」などの資格試験のテキストで学ぶのもおすすめです。

●民法とは

市民相互間の法律関係の最も基本的なルールを定めている法律



●4つの原則

- ・ 権利能力平等の原則
- ・ 所有権絶対の法則
- ・ 私的自治の法則
- ・ 過失責任の原則

●用語の解説

- 「対抗」＝主張できる
- 「善意」＝その事柄を知らない状態
- 「悪意」＝その事柄を知っている状態
- 「第三者」＝最初の法律行為に直接関与しない人
- 「故意」＝わざと・知りながら
- 「過失」＝不注意のこと
- 「無効」＝契約に最初から効力が生じない
- 「取り消し」＝契約は有効だが、それを初めに遡って無効にする
取り消すまでは有効
- 「代理」＝本人に代わって契約できる権限